



*経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

令和4年12月27日(火)

	職業安定部職業対策課	
担	課長	小林 正
	課長補佐	木下 晴美
当	地方障害者雇用担当官	山口 隆行
	電話	075-275-5424

令和4年 障害者雇用状況の集計結果

～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新～

京都労働局(局長 赤松 俊彦)は、このほど、京都府内の民間企業における、令和4年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.3%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、全国の集計結果につきましては、厚生労働省から発表しています。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉(法定雇用率2.3%) ※ 以下()は前年値

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新
 - ・報告企業数 1,975社(1,974社)
 - ・雇用障害者数 10,527.0人(10,247.0人)、対前年比2.7%(280.0人)増加
 - ・実雇用率 2.31%(2.28%)、対前年比0.03ポイント上昇

〈地方公共団体〉(法定雇用率2.6%・京都府・京都市教育委員会は2.5%)

- 各機関の雇用障害者数等は、下記の通り
 - ・京都府の機関：雇用障害者数 150.0人(151.5人)、実雇用率 2.60%(2.63%)
 - ・京都府教育委員会：雇用障害者 175.0人(181.0人)、実雇用率 1.74%(1.78%)
 - ・市町村の機関：雇用障害者数 789.5人(759.0人)、実雇用率 2.46%(2.37%)
- ※ 京都市教育委員会については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行令第2条ただし書きにより厚生労働大臣の指定する教育委員会であるため法定雇用率2.5%が適用される。

〈独立行政法人等〉(法定雇用率2.6%)

- 雇用障害者数及び実雇用率は下記の通り
 - ・雇用障害者数 90.0人(86.0人)、実雇用率 2.59%(2.49%)

令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況（概要）

1 民間企業における障害者雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業・法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者数は10,527.0人で、前年より280.0人増加（前年比2.7%増）した。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は6,352.0人（前年6,389.0人、0.6%減）、知的障害者は2,515.5人（前年2,383.5人、5.5%増）、精神障害者は1,659.5人（前年1,474.5人、12.5%増）となった。特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.31%（前年は2.28%）で、10年連続過去最高を更新、法定雇用率達成企業の割合は、52.1%（前年50.9%）と前年より1.2ポイント増加した。

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別に見ると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満企業規模では、1,454.0人（前年1,410.5人）、100～300人未満で2,293.0人（前年2,349.0人）、300～500人未満で988.5人（前年1,067.0人）、500～1,000人未満で1,255.5人（前年1,133.0人）、1,000人以上で4,536.0人（前年4,287.5人）となった。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満で2.15%（前年2.07%）、100～300人未満で2.23%（前年2.29%）、300～500人未満で2.18%（前年2.21%）、500～1,000人未満で2.35%（前年2.20%）、1,000人以上で2.44%（前年2.40%）となり、民間企業全体の実雇用率2.31%（前年2.28%）と比較すると、500～1,000人未満、1,000人以上規模企業が全体の実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満で50.3%（前年49.9%）、100～300人未満で54.2%（前年54.2%）、300～500人未満で48.8%（前年46.3%）、500～1,000人未満で52.3%（前年43.4%）、1,000人以上で65.5%（前年54.4%）で、民間企業全体の雇用率達成割合は52.1%（前年50.9%）となった。

○ 産業別の状況

- ・ 産業別の障害者の雇用数は、「製造業」4,438.5人、「医療、福祉」1,805.5人、「卸売業、小売業」1,051.5人で多く雇用されおり、この3産業で全体の69.3%を占めている。

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 報告企業数は1,975社（前年1,974社）と前年より1社増加し、法定雇用率未達成企業は947社（前年969社）で22社減少した。
- ・ 不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が625社（前年624社）、また、障害者を1人も雇用していない企業（0人企業）は532社（前年535社）であった。

○ 特例子会社の状況

- ・ 令和4年6月1日現在、特例子会社（親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社）の認定を受けている企業数は15社で、前年と同数でした。

2 地方公共団体の障害者在籍状況

(1) 京都府の機関（京都府教育委員会を除く）

- ・ 京都府の機関に在職している障害者の総数は、150.0人と前年より1.5人減少した。実雇用率は2.60%と前年より0.03ポイント減少した。
- ・ 各機関の実雇用率については、京都府知事部局が2.60%（前年2.63%）、京都府公営企業が2.36%（前年3.00%）、京都府警察本部が2.60%（前年2.58%）となっている。

(2) 京都府教育委員会

- ・ 京都府教育委員会（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は175.0人と前年より6.0人減少し、実雇用率は1.74%と前年を0.04ポイント減少した。

(3) 市町村の機関（京都市教育委員会を含む）

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の総数は789.5人と前年より30.5人増加し、実雇用率は2.46%と前年を0.09ポイント増加した。

(※) 京都市教育委員会

- ・ 京都市教育委員会（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の総数は138.0人と前年より5.0人増加し、実雇用率は2.17%と前年を0.08ポイント増加した。

3 独立行政法人等の障害者雇用状況

- ・ 独立行政法人等に雇用されている障害者の数は90.0人で、前年より4.0人増加した。
- ・ 実雇用率は2.59%と前年を0.1ポイント上回った。

4 今後の取り組み

- ・ 法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数に不足が生じている民間企業及び公的機関に対しては、公共職業安定所及び労働局が雇入れ指導として、障害の態様に応じた職域の開拓に資する助言の実施、求職者情報の提供、就職面接会の実施、障害者雇入れ計画の作成命令等、障害者雇用の促進に向けた取り組みを実施する。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 … 2. 3% (43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …… 2. 6%
(38.5人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等)
- 国、地方公共団体 …… 2. 6% (38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 5% (40人以上規模の機関)

※ () 内の人数は、各々の割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成30年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。